

議案第 60 号

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（支給）

第 7 条 本市は、受給者に係る一部負担金（受給者の責めに帰すべき事由による過分の自己負担の額を除く。）に相当する額を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前の医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 6 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(支給)</u> 第7条 本市は、受給者に係る一部負担金(受給者の責めに帰すべき事由による過分の自己負担の額を除く。)に相当する額を支給する。	<u>(支給の範囲)</u> 第7条 本市は、受給者に係る一部負担金(受給者の責めに帰すべき事由による過分の自己負担金を除く。)から次に掲げる自己負担金を控除した額を支給する。 (1) 入院の場合 1つの医療機関等、1人ごとに1日につき1,200円 (2) 通院(入院以外のものをいう。)の場合 1つの医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。 (1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されないとき(所得の申告をしないこと等により同税が課されていない場合を除く。)又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときの当該対象者に係る一部負担金 (2) 薬局における一部負担金 (3) 治療用装具の製作に係る一部負担金

